

件名	市としての要件に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町村課（合併推進室）
根拠法令等	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律 （平成 15 年 7 月 9 日公布、同日施行）

【改正の概要】

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の一部改正に伴う規定整備
 市となるべき要件は、地方自治法第 8 条第 1 項各号に規定されているが、合併特例法の改正により、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法の規定にかかわらず、合併特例法第 5 条の 2 に規定する要件のみを備えればよいこととされたことから、条例の関係部分を改正し、法改正の趣旨に合わせるもの。

市としての要件に関する条例

市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 2 に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)～(9) 省略

削除

施行日 公布日

【その他参考事項】

市町村の合併の特例に関する法律の改正内容
 （市となるべき要件の特例）

第 5 条の 2 次の各号に掲げる処分については、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第 8 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、4 万以上とする。

(1)・(2) 省略

要件は、人口 3 万以上を有すること

▲第 8 条第 1 項各号

今回の法改正により市となることができる町村

合併後名称	町村名	合併期日（目標）	合併後人口
東温市	重信町、川内町	H16.9.21	34,701 人
西予市	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H16.4.1	47,217 人

〔参考 地方自治法〕

第 8 条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

(1) 人口 5 万以上を有すること。

(2) 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の 6 割以上であること。

(3) 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の 6 割以上であること。

(4) 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

2・3 省略